

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

下線部分は改正箇所

u003c/div>

改正後				現行																																			
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</b></p> <p style="text-align: center;">昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 〔厚生労働省発健0420第3号〕 〔平成30年4月20日〕</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> <th>4 補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>エイズ治療拠点病院</td> <td>次の(1)、(2)、(3)及び(4)により算出された額の合計額 (1) 個室整備 1室当たり30,000千円とする。 (2) 剖検室改修 1室当たり21,000千円とする。 (3) 相談指導(カウンセリング)室 1室当たり5,000千円とする。 (4) エイズ専用外来診療室 1室当たり5,000千円とする。</td> <td>エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表～第4表 (略)</p> <p>6～14 (略)</p>				1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	(略)	(略)	(略)	(略)	エイズ治療拠点病院	次の(1)、(2)、(3)及び(4)により算出された額の合計額 (1) 個室整備 1室当たり30,000千円とする。 (2) 剖検室改修 1室当たり21,000千円とする。 (3) 相談指導(カウンセリング)室 1室当たり5,000千円とする。 (4) エイズ専用外来診療室 1室当たり5,000千円とする。	エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	2分の1	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</b></p> <p style="text-align: center;">昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 〔厚生労働省発健0425第5号〕 〔平成29年4月25日〕</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> <th>4 補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>エイズ治療拠点病院</td> <td>次の(1)、(2)、(3)及び(4)により算出された額の合計額 (1) 個室整備 1室当たり30,000千円とする。 (2) 剖検室改修 1室当たり21,000千円とする。 (3) 相談指導(カウンセリング)室 1施設当たり5,000千円とする。 (4) エイズ専用外来診療室 1施設当たり5,000千円とする。</td> <td>エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表～第4表 (略)</p> <p>6～14 (略)</p>				1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	(略)	(略)	(略)	(略)	エイズ治療拠点病院	次の(1)、(2)、(3)及び(4)により算出された額の合計額 (1) 個室整備 1室当たり30,000千円とする。 (2) 剖検室改修 1室当たり21,000千円とする。 (3) 相談指導(カウンセリング)室 1施設当たり5,000千円とする。 (4) エイズ専用外来診療室 1施設当たり5,000千円とする。	エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	2分の1	(略)	(略)	(略)	(略)
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																				
エイズ治療拠点病院	次の(1)、(2)、(3)及び(4)により算出された額の合計額 (1) 個室整備 1室当たり30,000千円とする。 (2) 剖検室改修 1室当たり21,000千円とする。 (3) 相談指導(カウンセリング)室 1室当たり5,000千円とする。 (4) エイズ専用外来診療室 1室当たり5,000千円とする。	エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	2分の1																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																				
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																				
エイズ治療拠点病院	次の(1)、(2)、(3)及び(4)により算出された額の合計額 (1) 個室整備 1室当たり30,000千円とする。 (2) 剖検室改修 1室当たり21,000千円とする。 (3) 相談指導(カウンセリング)室 1施設当たり5,000千円とする。 (4) エイズ専用外来診療室 1施設当たり5,000千円とする。	エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	2分の1																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																				

1

基準単価表 [1㎡当たり]

施設種別	構造別	精神科病院・病室		精神科病院のうち 認知症治療棟		精神科病院のうち 認知症治療棟 第二種感染症指定医療機関 新型コロナウイルス感染症対応医療機関		精神科救急 医療センター											
		鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）
施設種別	精神科保健センター 福祉センター 食肉衛生所	166,100	198,500	160,700	157,600	138,800	136,200	196,600	192,500	171,700	167,300	157,600	136,200	182,600	159,800	160,000	171,000	155,000	135,000
基準単価		166,100	198,500	160,700	157,600	138,800	136,200	196,600	192,500	171,700	167,300	157,600	136,200	182,600	159,800	160,000	171,000	155,000	135,000

※平成28年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

現行

別表1

基準単価表 [1㎡当たり]

施設種別	構造別	精神科病院・病室		精神科病院のうち 認知症治療棟		精神科病院のうち 認知症治療棟 第二種感染症指定医療機関 新型コロナウイルス感染症対応医療機関		精神科救急 医療センター											
		鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）	鉄筋	鉄筋 （増設を含む）
施設種別	精神科保健センター 福祉センター 食肉衛生所	171,600	205,000	166,000	162,800	144,500	140,700	203,100	198,800	177,400	172,800	162,800	140,700	188,600	165,100	165,300	176,600	160,100	139,500
基準単価		171,600	205,000	166,000	162,800	144,500	140,700	203,100	198,800	177,400	172,800	162,800	140,700	188,600	165,100	165,300	176,600	160,100	139,500

※平成29年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

改正後

改正後

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

施設種別	難病相談支援センター	
	鉄筋及び木造	ブロック
構造別		
基準単価	<u>198,000</u>	<u>173,400</u>

（注）平成29年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>14,900</u>	<u>21,000</u>	<u>26,200</u>

（注）平成29年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>36,000</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。

2. 平成29年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>15,600</u>	<u>22,100</u>	<u>27,500</u>

（注）平成29年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

現行

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

施設種別	難病相談支援センター	
	鉄筋及び木造	ブロック
構造別		
基準単価	<u>191,700</u>	<u>167,800</u>

（注）平成28年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>14,500</u>	<u>20,300</u>	<u>25,400</u>

（注）平成28年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>34,900</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。

2. 平成28年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>15,200</u>	<u>21,300</u>	<u>26,700</u>

（注）平成28年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

改正後

別表 1 の 6 (都市部における浄化槽設備工事費基準単価)  
(単位:円)

難病相談支援センター
<u>37,800</u>

- (注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた 1 日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。  
2. 平成 29 年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表 2 (略)

別紙様式 1 ~ 4 (略)

現行

別表 1 の 6 (都市部における浄化槽設備工事費基準単価)  
(単位:円)

難病相談支援センター
<u>36,600</u>

- (注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた 1 日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。  
2. 平成 28 年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表 2 (略)

別紙様式 1 ~ 4 (略)

改正後	現行
別紙様式 5 (略)	別紙様式 5 (略)

別紙(1)

経費所要額精算書

1 施設整備事業																
区分	総事業費	寄付金 その他の 収入正産額	差引額	基礎額	対象経費の 実支出額	遡定額	都道府県(市)の 補助基本額	都道府県 (市)の 補助額	国庫補助 基本額	補助 率	国庫補助 所要額	国庫 補助 交付 決定額	国庫 補助 受入 済額	差引国庫 補助過△ 不足額	差引国庫 補助受入 未済額	備考
(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C)、(D)及び (E)のいずれか少 ない額 (F)	3の(5)及び(1.3)の事業 にあっては(F)×2/3 = (G)、上記以外は(F) = (G)	(H)	(F)、(G)及び (H)のいずれか 少ない額 (I)	(I) × (J) = (K)	(L)	(M)	(M) - (K) = (N)	(L) - (M) = (O)			
(直接補助) ○精神科病院 ○感染症 指定医療機関 小計	円	円	円	円	円	円			円		円			円	円	
(間接補助) ○農村救済 センター ○原簿整備者 保健福祉施設 小計																
計																

現行

(注) (1) 精神科病院、精神科救急医療センター又は特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、感染症外来協力医療機関であって、増設工事、改築工事及び改修工事を同時に行う場合は、上段に増設分を、下段に改築分をそれぞれ分けて記入すること。

(2) 別紙事業内容は、各施設ごとに別票とすること。

別紙(1)

経費所要額精算書

1 施設整備事業																
区分	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額	基礎額	対象経費の 実支出額	遡定額	都道府県(市)の 補助基本額	都道府県 (市)の 補助額	国庫補助 基本額	補 助 率	国庫補助 所要額	国庫 補助 交付 決定額	国庫 補助 受入 済額	差引国庫 補助過△ 不足額	差引国庫 補助受入 未済額	備考
(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C)、(D)及び (E)のいずれか少 ない額 (F)	3の(5)及び(1.3)の事業 にあっては(F)×2/3 = (G)、上記以外は(F) = (G)	(H)	(F)、(G)及び (H)のいずれか 少ない額 (I)	(I) × (J) = (K)	(L)	(M)	(M) - (K) = (N)	(L) - (M) = (O)			
(直接補助) ○精神科病院 ○感染症 指定医療機関 小計	円	円	円	円	円	円			円		円			円	円	
(間接補助) ○農村救済 センター ○原簿整備者 保健福祉施設 小計																
計																

改正後

(注) (1) 精神科病院、精神科救急医療センター又は特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、感染症外来協力医療機関であって、増設工事、改築工事及び改修工事を同時に行う場合は、上段に増設分を、下段に改築分をそれぞれ分けて記入すること。

(2) 別紙事業内容は、各施設ごとに別票とすること。

改正後	現行
別紙 (略)	別紙 (略)

現行

2 設備整備事業

区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入等 (B)	差引額 (C)	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	測定額 (C)、(D) 及び (E) のいずれか少 ない額 (F)	都道府県 (中) の 補助基本額 (2 1) の事業にあつては (2 1) × 2 / 3 = (G)、上記 以外は (F) = (G)	都道府県 (中) の 補助額 (H)	国庫補助 基本額 (F)、(G) 及 び (H) のいずれ か少ない額 (I)	補 助 率 (J)	国庫補助 所要額 (I) × (J) = (K)	国庫 補助 交付 決定額 (L)	国庫 補助 受入 済額 (M)	差引国庫 補助未済額 (M) - (K) = (N)	差引国庫 補助未済額 (L) - (M) = (O)	備考
(直接補助) 【例】 〇〇精神科病院 〇〇食肉衛生 検査所 … 小計	初年度設備費 その他の設備費 小計															
(間接補助) 【例】 〇〇感染症指定 医療機関 … 小計	初年度設備費 BSI検査キット															
小計																

(注) (1) 基準額算出内訳並びに対象経費実支出額内訳は、別添のとおり。  
(2) 3の(6)の半端納付額(BSE)検査キット設備費の算定において、都道府県又は政令市が一括購入して整備する場合については、食肉衛生検査所ごとに算出した国庫補助基本額(食肉衛生検査所ごとに、第3欄に定める基準額を第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から算出した額とを比較して最も少ない額をいう。)の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

改正後

2 設備整備事業

区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入等 (B)	差引額 (C)	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	測定額 (C)、(D) 及び (E) のいずれか少 ない額 (F)	都道府県 (中) の 補助基本額 (2 1) の事業にあつては (2 1) × 2 / 3 = (G)、上記 以外は (F) = (G)	都道府県 (中) の 補助額 (H)	国庫補助 基本額 (F)、(G) 及 び (H) のいずれ か少ない額 (I)	補 助 率 (J)	国庫補助 所要額 (I) × (J) = (K)	国庫 補助 交付 決定額 (L)	国庫 補助 受入 済額 (M)	差引国庫 補助未済額 (M) - (K) = (N)	差引国庫 補助未済額 (L) - (M) = (O)	備考
(直接補助) 【例】 〇〇精神科病院 〇〇食肉衛生 検査所 … 小計	初年度設備費 その他の設備費 小計															
(間接補助) 【例】 〇〇感染症指定 医療機関 … 小計	設備費															
小計																

(注) (1) 基準額算出内訳並びに対象経費実支出額内訳は、別添のとおり。  
(2) 3の(6)の半端納付額(BSE)検査キット設備費の算定において、都道府県又は政令市が一括購入して整備する場合については、食肉衛生検査所ごとに算出した国庫補助基本額(食肉衛生検査所ごとに、第3欄に定める基準額を第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から算出した額とを比較して最も少ない額をいう。)の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

改正後	現行
<p data-bbox="189 256 356 289">別添 (略)</p> <p data-bbox="189 331 439 365">別紙 (2) (略)</p> <p data-bbox="160 449 468 483">別紙様式 6 ~ 8 (略)</p>	<p data-bbox="1525 256 1691 289">別添 (略)</p> <p data-bbox="1525 331 1774 365">別紙 (2) (略)</p> <p data-bbox="1495 449 1804 483">別紙様式 6 ~ 8 (略)</p>